

日医発第 121 号 (健Ⅱ 72F)
令和 3 年 5 月 7 日

都道府県医師会長 殿
郡市区医師会長 殿

日本医師会新型コロナウイルス感染症対策本部長
中川 俊 男
日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出等に伴う周知依頼について

今般、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出され、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から発出された事務連絡 4 通について、厚生労働省より本会に対し、周知方依頼がありました。

事務連絡の概要は下記のとおりです。

記

○新型コロナウイルス感染症対策に関する新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等について (別添 1)

4 月 25 日から 5 月 11 日までを期間として、東京都、京都府、大阪府、兵庫県が新型インフルエンザ等特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態措置を実施すべき区域とするとともに、愛媛県についてまん延防止等重点措置を実施すべき区域とされ、宮城県及び沖縄県についてはまん延防止等重点措置を実施すべき期間を 5 月 11 日まで延長することとされ、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(以下「基本的対処方針」という) が変更されました。

○出勤者数の削減(テレワーク等の徹底)について(別添 2)

緊急事態措置区域については、基本的対処方針において、「職場への出勤について、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務(テレワーク)活用や大型連休中の休暇取得の促進等により、出勤数の 7 割減を目指す」とされています。

重点措置区域については、基本的対処方針において、「職場への出勤等について、「出勤者数の 7 割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務(テレワーク)や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を更に徹底する」とともに、「特に、緊急事態措置の実施期間においては、緊急事態措置区域等への出勤について、在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の減に努める」とされています。

○基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について(別添 3)

特定都道府県における催物の開催制限(原則として、無観客の開催とすること等)、また、重点措置区域における催物の開催制限(5000 人が上限等)、施設の使用制限等(飲食店等は原則、20 時まで営業時間を短縮すること等)、外出の自粛等に係る留意事項が示されております。



○特定都道府県及び重点措置区域以外の地域における催物の開催制限等に係る留意事項について（別添4）

5月1日以降の特定都道府県及び重点措置区域である都道府県を除く地域における催物の開催制限等について、当面6月末まで現行の目安を継続すること等が示されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、関係医療機関等に対する周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事務連絡
令和3年4月28日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医政局総務課

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出等に伴う周知依頼について

日頃より、医療行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
新型コロナウイルス感染症対策に関して、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出され、東京都、京都府、大阪府及び兵庫県について、緊急事態措置を実施すべき区域とされたこと等を受け、下記1から4について周知依頼がまいりました。貴会におかれましては、都道府県医師会等に対し周知等の御協力をお願いします。

記

1. 新型コロナウイルス感染症対策に関する新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等について（別添1）
2. 出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）について（別添2）
3. 基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（別添3）
4. 特定都道府県及び重点措置区域以外の地域における催物の開催制限等に係る留意事項について（別添4）

以上

緊急事態宣言が発出され、東京都、京都府、大阪府及び兵庫県が対象区域とされるとともに、愛媛県がまん延防止等重点措置の対象区域とされたこと等を踏まえ、変更された基本的対処方針の着実な実施と所管団体及び独立行政法人等への周知をお願いするものです。

事務連絡
令和3年4月23日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症対策に関する
新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等について

新型コロナウイルス感染症対策に関して、本日、新型インフルエンザ等特別措置法第32条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出され、東京都、京都府、大阪府及び兵庫県について、緊急事態措置を実施すべき区域とするとともに、愛媛県について、まん延防止等重点措置を実施すべき区域とし、いずれも、4月25日から5月11日までを実施すべき期間とされました。また、宮城県及び沖縄県について、まん延防止等重点措置を実施すべき期間を5月11日まで延長することとされました。あわせて、同法第32条第6項の規定に基づき、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されました。

各府省庁におかれましては、基本的対処方針に基づき新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施していただくとともに、所管団体及び独立行政法人等への周知を図る等の対応をお願いします。

- (別紙1) 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言
- (別紙2) 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示
- (別紙3) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針
令和2年3月28日（令和3年4月23日変更）

【問合せ先】

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室（総括班）
担当者：八重樫、多田、阪本、坂本、北村、山口、岩熊、石岡
TEL：03-6257-1309
MAIL：reo.yaegashi.c8s@cas.go.jp
satoshi.tada.n4w@cas.go.jp
ryo.sakamoto.k5y@cas.go.jp
koji.sakamoto.r3p@cas.go.jp
satoshi.tada.n4w@cas.go.jp
shingo.kitamura.h6a@cas.go.jp
hiroказu.yamaguchi.v5v@cas.go.jp
daichi.iwakuma.x9m@cas.go.jp
takeaki.ishioka.k6n@cas.go.jp